

中部地方整備局 建設会社における災害時の事業継続力認定制度について  
～Q&A～

※)本文中の以下の文言は、次の内容を指します。

B C P：事業継続計画

評価要領：「建設会社における災害時の事業継続力認定評価要領  
(令和8年3月 国土交通省中部地方整備局)」

ガイドライン：「建設会社における災害時の事業継続力認定の申請に向けたガイドライン  
(令和8年3月 国土交通省中部地方整備局)」

上記の評価要領とガイドラインを合わせて、中部地方整備局ガイドライン等とします

## 質問事項

### 1. 認定制度について

- Q 1. 中部地方整備局で建設BCPが認定されるメリットは何でしょうか？
- Q 2. 建設BCPが作成されていないと、どのようなデメリット（不利益）があるのでしょうか？
- Q 3. 認定の有効期間を3年にしている理由は何でしょうか？
- Q 4. 静岡県庁発注工事では、入札参加時に全国建設業協会に基づいた書式でBCPを確認する制度を既に実施しています。また、三重県においても令和4年度より三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設BCP登録制度）」を実施しています。中部地方整備局ガイドライン等に則りBCPを策定すると、1つの会社で2つのBCPを作成することになり煩雑になるため、行政間で整合を図っていただきたいです。

### 2. BCPの評価・認定について

- Q 1. BCPが認定されない場合とは、どのような場合なのでしょう？
- Q 2. ヒアリングの実施は必要に応じてとあるが、どのような場合に実施されるのでしょうか？
- Q 3. 認定の評価の難易度は高いのでしょうか？

### 3. 申込について

- Q 1. 申込の際に、申込書類の記載内容に間違い等がないか窓口で確認・指導してもらうことはできるのでしょうか？
- Q 2. 認定申込書（新規、継続）に押印は必要なのでしょうか？
- Q 3. 書類の受付期限は、申込期間内に必着でないといけないのでしょうか？
- Q 4. 申込及び認定は年2回とありますが、受付は随時という事でしょうか？また、認定の時期は決まっているのでしょうか？
- Q 5. 内容を変更した場合、再申込する必要があるのでしょうか？
- Q 6. 事業継続力認定を受けていて会社名が変更となった場合、再申込となるのでしょうか？なお、合併や分社はしていません。

- Q7. 複数社で経常建設共同企業体として事業継続力認定制度に申込をしたいと考えています。BCPは各社で作成していますが、申込では、各社のBCPを1つのファイルにまとめて提出すればよいのでしょうか？
- Q8. 従業員数は認定に関係しますか？
- Q9. 中部地方整備局事業継続力認定制度ホームページでは、申込書類として様式2-①、2-②、3とあるが違いはありますか？
- Q10. これから申込予定ですが、現時点で入札参加資格を有していないため、入札参加資格の申請を提出しています。どのタイミングであれば申込ができますか？
- Q11. 指摘事項を修正して再提出する際に、申込書類や計画書に記載する日付はどうすればよいのでしょうか？
- Q12. 継続申請は認定期間が満了する年度の前期、後期のいずれかを選択できますか？
- Q13. 認定期間の満了よりも事前に継続申請をすることは可能でしょうか？例えば、認定期間が令和3年10月1日～令和6年9月30日の場合、令和5年後期に継続申請をすることは可能でしょうか？

#### **4. 入札制度について**

- Q1. 事業継続力認定後、一般競争入札の総合評価に反映されるのでしょうか？

#### **5. 建設BCPの作成について**

- Q1. 建設BCPはどのように作成したらよいのでしょうか？
- Q2. 中部地方整備局管内に複数の活動拠点（本店、支店または2以上の支店等）があり、それぞれにBCPを策定していますが、複数の活動拠点ごとに申込を行い、拠点ごとに認定証または優良認定証が交付されるのでしょうか？
- Q3. 中部地方整備局管外にある本社で会社全体のBCPを策定しています。このBCPから評価要領で求められている確認項目を抜粋し、申込書類として申込してもよいのでしょうか？
- Q4. 既に策定しているBCPがあり、評価要領で求められている確認項目についても全て網羅しています。このBCPをそのまま申込書類としてよいのでしょうか？
- Q5. 申込前にBCPの確認をしてもらえないのでしょうか？
- Q6. 書類提出後の修正は可能でしょうか？また、修正があった場合どのようにすればよいのでしょうか？
- Q7. ガイドラインの表や様式のひな形等の様式を、オリジナルデータで頂きたいです。
- Q8. 全国建設業協会から簡易版の作成例が示されていますが、これをひな形と使用して作成してもよいのでしょうか？
- Q9. 個人携帯番号及びアドレスに関する個人情報について、流出や漏洩が危惧されま  
す。どのようにしたらよいのでしょうか？
- Q10. 規模の大きな会社になるほど人数が多くなり、緊急社内連絡一覧表の黒塗り作業が大変になります。何かよい方法はないのでしょうか？

**(1) 重要業務の選定と目標時間の把握**

- Q11. 規模の大きな会社になるほど人数が多くなります。参集時間の算定は全ての社員において行う必要があるのでしょうか？
- Q12. 各社員の拠点までの距離について、例えば本社が中部地方整備局管内、支社が中部地方整備局管外にある場合、中部地方整備局管外の支社に所属する社員も本社までの距離等を記載する必要はありますか。
- Q13. 耐震診断未実施、あるいは震度6強での倒壊の恐れがある建物を対応拠点とした場合でも認定は受けられるのでしょうか？
- Q14. 施工中現場の被害状況確認・二次災害防止について、様々な現場が存在する場合、目標時間の設定が難しいと思います。どのようにしたらよいのでしょうか？

**(2) 対応拠点の確保**

- Q15. BCPの発動基準と安否確認の発動基準は、同じにする必要があるのでしょうか？
- Q16. 代替対応拠点がない場合でも認定は受けられるのでしょうか？
- Q17. 設備、棚、ロッカー等機器の地震等の対策状況が分かる資料について、設備の対策は当然実施していますが、BCPに記載する必要はあるのでしょうか？
- Q18. 代替対応拠点が中部地方整備局管外に位置する場合でも認定は受けられますか？
- Q19. 代替対応拠点が遠方であるが移動は何を想定したらよいのでしょうか？公共交通機関はストップしているのではないのでしょうか？
- Q20. 代替対応拠点（代替連絡拠点）の設置について、立地、広さなどに条件はありますか？

**(3) 情報発信・情報共有**

- Q21. 災害発生直後の連絡先リストの作成について、協定書がある場合はその写しを添付するとありますが、業協会等が行政と災害協定を締結していて、会社は業協会等の会員に入っている場合、直接的な協定書がありません。その場合、何を添付すればよいのでしょうか？
- Q22. 施工中現場の連絡先を提出しますが、認定後、稼働工事に変更があった場合その都度、施工中現場の連絡先を再提出する必要があるのでしょうか？
- Q23. 施工中現場の連絡先リストは、請負金額などで線引きして記載するべきでしょうか、或いは全て記載するべきでしょうか？
- Q24. 災害時の通行許可証の事前届をする際には、届け出は各県で必要でしょうか？
- Q25. 中部地方整備局と建設企業が直接連絡を取り合うことはないため、連絡先リストに中部地方整備局の記載は不要ではないのでしょうか？

**(4) 人員と資機材の調達**

- Q26. 自社保有の資機材の量はどの程度必要でしょうか？また数量により認定の可否が変わるのでしょうか？
- Q27. 建設機械は自社で保有せず、リースして使用しています。自社が保有している資機材はどのように記載したらよいのでしょうか？

- Q28. これまでBCPを検討していなかったため災害時に必要な備蓄品（非常食等）がありません。また訓練も実施していませんでした。これらの記載はどのようにしたらよいのでしょうか？記載がない場合は認定されないのでしょうか？
- Q29. 災害発生直後に調達するリストでは、代替リストも作成することになっています。そこまで記載するとなると、他の会社と重複するものが多々出てしまうことになると考えますが、それでよいのでしょうか？
- Q30. 認定証または優良認定証を受ける拠点が営業所であり、人員と資機材等を有していない場合、自社が保有している人員、資機材等の記載項目について、どのように記載すべきでしょうか？

#### (5) 訓練と改善の実施

- Q31. 訓練は申込までに必ず実施している必要があるのでしょうか？
- Q32. 訓練計画に記載した訓練は必ず実施する必要があるのでしょうか？
- Q33. 点検、改善の計画は新規申請時にも記載が必要となりますか？
- Q34. 点検、改善を当初計画通りに実施できませんでした。継続認定に影響はありますか？
- Q35. 認定期間内に毎年定期的にBCPの見直し・改善を実施している場合、継続申請時には過年度の計画書も全て提出が必要でしょうか？

### 6. 合併等申請について

- Q1. 会社が合併等をした場合、「中部地方整備局事業継続力認定制度」に基づく認定の承継はどうなるのでしょうか？
- Q2. 合併等申請はいつ申込すれば良いですか？
- Q3. 合併等申請においても優良認定の対象となりますか？

### 7. 次回改定について

- Q1. 次回はさらなる実効性の向上を図る目的で評価要領及びガイドラインを改定するとしていますが、何故するのでしょうか？
- Q2. 具体的な改定内容は何でしょうか？
- Q3. 最初から次期改定予定の内容で、実施したらよいのではないのでしょうか？
- Q4. 新規申請する場合は、どの時点の評価要領、ガイドラインで作成すればよいのでしょうか？

### 7. 優良認定について

- Q1. すでに通常の認定を受けている会社では、優良認定は認定期間の途中でも申込可能でしょうか？認定期間の途中で優良認定の申込を行う場合、申込書類は何を提出すればよいのでしょうか？
- Q2. 優良認定の申込を行う場合、評価要領「優れた取組として確認する項目」（様式4）はすべて満たす必要がありますか？
- Q3. 優良認定の評価基準について公表する予定はありますか？
- Q4. 優良認定については、提出された追加書類の内容に基づき評価を行い、訂正再提

出は行わないとのことですが、評価結果を受けた後に再提出することは可能でしょうか。

Q5. 優れた取組として確認する項目リスト（様式4）について、各項目1つの取組みしが評価されないのでしょうか。

## 1. 認定制度について

- Q 1. 中部地方整備局で建設BCPが認定されるメリットは何でしょうか？
- A 1. 建設会社にとってBCPは自社の被災時のダメージを軽減し、操業までの期間を短縮できることにより事業損益の軽減のメリットがあると考えています。
- これにより、応急復旧などの災害支援活動を迅速に行うことで、インフラの早期復旧や二次災害防止につながり、地域防災力の向上が図れると考えています。
- また、一定水準以上のBCPを策定し、訓練していることにより、建設会社の信頼性向上や災害時の地域貢献などにより社会的評価の向上に繋がると考えています。
- Q 2. 建設BCPが作成されていないと、どのようなデメリット（不利益）があるのでしょうか？
- A 2. BCPを作成されていないと、作成している場合と比べて被災時のダメージが大きくなり操業の中断期間が長くなること、最悪の場合、経営の立て直しが困難になること等も想定されます。
- 実効性のあるBCPを作成すれば、自社のダメージの軽減や中断期間の短縮が期待でき、事業継続が可能になるなど様々なメリットがあると考えています。
- Q 3. 認定の有効期間を3年にしている理由は何でしょうか？
- A 3. なるべく認定等手続きによる負担を軽減できるように3年としています。ただし、認定後、次回継続申請時までにはBCPに基づく訓練を課すなど、BCPの課題や問題点等を抽出し、改善に努め、継続申請時にはより実効性のあるBCPとしていきたいと考えています。
- Q 4. 静岡県庁発注工事では、入札参加時に全国建設業協会に基づいた書式でBCPを確認する制度を既に実施しています。また、三重県においても令和4年度より三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設BCP登録制度）」を実施しています。中部地方整備局ガイドライン等に則りBCPを策定すると、1つの会社で2つのBCPを作成することになり煩雑になるため、行政間で整合を図ってほしいです。
- A 4. BCPは1社に対して1つ策定するものであり、BCPを複数作成していただく必要はありません。中部地方整備局事業継続力認定制度では、中部地方整備局ガイドライン等に示す評価基準に基づいて審査を行います。
- なお、静岡県及び三重県での制度では、中部地方整備局の「災害時の基礎的事業継続力」認定を証明する認定証または優良認定証の写しを添付することにより認定されるものとしています。

## 2. BCPの評価・認定について **通常の認定の内容（様式1～3）**

Q1. BCPが認定されない場合とは、どのような場合なのでしょう？

A1. 評価は、評価要領の確認ポイント（様式2-①、2-②）の内容で確認しますので、確認ポイント上の記載がない場合は不適合となります。

また、不適合な記載等の疑義等があった場合、疑義等の箇所の内容・理由を明示した指摘事項一覧を申込会社に送付するなどして確認することとなります。再提出がない場合は非認定となりますので、期限までに訂正のうえ、再提出をお願いします。

Q2. ヒアリングの実施は必要に応じてとあるが、どのような場合に実施されるのでしょうか？

A2. 書類評価において疑義等が生じた場合は指摘事項一覧にて確認しますが、返答内容等に疑義等があり、面接でないと確認できない事項と判断した場合に、当地整の評価部会が申込会社に対して、当該事項についてヒアリングを行います。

Q3. 認定の評価の難易度は高いのでしょうか？

A3. 評価要領の確認ポイント上の記載が適切にしてあれば認定しますので、決して難易度は高くないと考えています。なお、令和5年度以降の申込時には、「よくある不適合項目のチェックリスト」（様式3）を提出していただきます。チェックリストに記載されている項目は、特に不適合が多い項目であるため、申込時に改めて正しく記載されているかをチェックしてください。

## 3. 申込について

Q1. 申込の際に、申込書類の記載内容に間違い等がないか窓口で確認・指導してもらうことはできるのでしょうか？

A1. 申込時には提出書類、様式の記載漏れや同時に揃えて提出していただくものが揃っているのかの確認は行いますが、申込書類の記載内容の確認は行いません。記載内容を確認して不明な点があれば、後日、確認することとなります。

Q2. 認定申込書（新規、継続）に押印は必要なのでしょうか？

A2. 令和5年度の申込より申込書類一式への押印は不要となりました。

Q3. 書類の受付期限は、申込期間内に必着でないといけないのでしょうか？

A3. 受付期限は申込期間内の消印まで有効です。ただし、書類に不備があった場合、書類は受理できません。申込はお早めにしていただくことをお勧めします。

Q4. 申込及び認定は年2回とありますが、受付は随時という事でしょうか？また、認定の時期は決まっているのでしょうか？

A4. 受付及び認定については年2回を予定しており、事前にホームページ等でお知らせします。この受付期間内に申込してください。

Q 5. 内容を変更した場合、再申込する必要があるのでしょうか？

A 5. 合併や分社されず体制等の変更がなければ、再申込の必要はありません。

BCPに基づく訓練を実施し、課題や問題点等を抽出し、常にBCPの改善に努めることは重要です。

Q 6. 事業継続力認定を受けていて会社名が変更となった場合、再申込となるのでしょうか？なお、合併や分社はしていません。

A 6. 継続申請時に合併、分社を確認するため、前会社から相続を受けている内容が確認できる書類を提出してください。合併、分社されておらず、社名変更のみが確認できれば、再申込の必要はありません。社内の体制等が変更となって、災害対応体制に変更が生じた場合は再度申込の必要があります。

Q 7. 複数社で経常建設共同企業体として事業継続力認定制度に申込をしたいと考えています。BCPは各社で作成していますが、申込では、各社のBCPを1つのファイルにまとめて提出すればよいのでしょうか？

A 7. 各社個別のBCPをまとめただけでは十分ではありません。個々の会社ではなく、経常建設共同企業体として災害時の事業継続が可能となるBCPであることが必要です。例えば、重要業務の選定、安否確認、災害対策本部の設置、指揮命令系統、連絡すべき相手との連絡窓口、訓練と改善の実施等は、1つの組織としてとりまとめる必要があります。

Q 8. 従業員数は認定に関係しますか？

A 8. 従業員数は認定に関係ありません。ただし、中部地方整備局管内で想定される災害に対して中部地方整備局管内にある支店等の拠点におけるBCPを策定しておくことが求められます。そのため、重要業務の目標時間や手順、資機材等の調達先等については、中部地方整備局管内の支店等における行動計画として策定してください。

Q 9. 中部地方整備局事業継続力認定制度ホームページでは、申込書類として様式2-①、2-②、3とあるが違いはありますか？

A 9. 様式2-①は新規申請用の申込書類確認一覧、2-②は継続申請用の申込書類確認一覧です。これらは、確認項目に限らずすべての項目についてBCPに記載しているかを確認している書類です。

様式3については、これまでに書類評価を実施してきた中で特に不適合の多い項目について再度注意を促し、再確認をしていただくための資料です。適合率の向上を図るために、様式2-①、2-②とは別資料として再確認及び提出を求めています。

Q 10. これから申込予定ですが、現時点で入札参加資格を有していないため、入札参加資格の申請を提出しています。どのタイミングであれば申込ができますか？

A 10. 事業継続力認定の申込時点で、契約課に入札参加資格の申請があり、認定見込みの確認が取れば資格ありとして対応します。

Q 11. 指摘事項を修正して再提出する際に、申込書類や計画書に記載する日付はどうか？  
ればよいでしょうか？

A 11. 当初の申込日のままにしてください。

Q 12. 継続申請は認定期間が満了する年度の前期、後期のいずれかを選択できますか？

A 12. 継続的に認定を受ける場合は、認定期間内に継続申請を行う必要があります。**認定証または優良認定証**に記載されている認定期間を確認してください。

Q 13. 認定期間の満了よりも事前に継続申請をすることは可能でしょうか？例えば、認定期間が令和3年10月1日～令和6年9月30日の場合、令和5年後期に継続申請をすることは可能でしょうか？

A 13. 認定期間の満了前に継続申請をすることは可能です。ただし、認定期間は当初の認定期間によらず、継続認定の認定日から3年間有効であるものとなります。

#### 4. 入札制度について

Q 1. 事業継続力認定後、一般競争入札の総合評価に反映されるのでしょうか？

A 1. BCPの認定を受けることにより、「工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン（令和5年度）」から入札契約時において評価の対象となりました。

**なお、当面、現在運用中の事業継続力認定による総合評価落札方式における加点に変更はなく、これまでの認定会社と優良認定会社とで、加点は同じです。**

#### 5. 建設BCPの作成について

Q 1. 建設BCPはどのように作成したらよいのでしょうか？

A 1. 評価要領に作成方法や記載上の確認ポイント等、ガイドラインに具体の記載内容の説明や記載例等を記述しています。また、BCPを策定する上でのポイント、検討・記載すべき内容等を分かりやすく説明したBCP策定サンプルを公表しています。こちらの評価要領・ガイドライン、BCP策定サンプルを参考に作成をお願いします。

Q 2. 中部地方整備局管内に複数の活動拠点（本店、支店または2以上の支店等）があり、それぞれにBCPを策定していますが、複数の活動拠点ごとに申込を行い、拠点ごとに**認定証または優良認定証**が交付されるのでしょうか？

A 2. 申込・認定にあたっては、1社・1認定を原則とします。中部地方整備局管内に複数の活動拠点を有している場合は、それぞれの活動拠点が網羅される形での申込書類を作成してください。

Q 3. 中部地方整備局管外にある本社で会社全体のBCPを策定しています。このBCPから評価要領で求められている確認項目を抜粋し、申込書類として申込してもよいでしょうか？

A 3. 既存のBCPがある場合は、使用して頂いても構いません。ただし、中部地方整備局管内で想定される災害に対して、中部地方整備局管内にある支店等の拠点が含ま



電話番号（携帯）〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ⇒ 〇〇〇-〇〇〇〇-  
メールアドレス 〇〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇 ⇒ @〇〇.〇〇.〇〇

Q10. 規模の大きな会社になるほど人数が多くなり、緊急社内連絡一覧表の黒塗り作業が大変になります。何かよい方法はないでしょうか？

A10. Word や PDF にマーカーの機能があるので、これを使用して黒塗りする方法が考えられます。なお、計画書を提出する際には、黒塗り箇所の編集をできないようにするため Word 及び PDF の機能である「編集の制限」を用いてロックをかけていただくことをお勧めします。

#### (1) 重要業務の選定と目標時間の把握

Q11. 規模の大きな会社になるほど人数が多くなります。参集時間の算定は全ての社員において行う必要があるのでしょうか？

A11. 対応拠点での初動対応時に参集できる者が誰で何の対応をするのか、或いは参集場所をどこにするか検討するのに必要なため、全ての社員に対して算定する必要があります。なお、算定方法は、徒歩の場合 2 km/h、自転車の場合 5 km/h をもって算定してください。

Q12. 各社員の拠点までの距離について、例えば本社が中部地方整備局管内、支社が中部地方整備局管外にある場合、中部地方整備局管外の支社に所属する社員も本社までの距離等を記載する必要はありますか。

A12. 各社員の拠点までの距離は、重要業務の目標時間を検討する際に必要な情報として整理していただくものです。発災時に災害対策本部等に参集し、事業継続計画の重要な役割を担う社員等については原則記載をしてください。

Q13. 耐震診断未実施、あるいは震度6強での倒壊の恐れがある建物を対応拠点とした場合でも認定は受けられるのでしょうか？

A13. 耐震診断未実施、あるいは震度6強で倒壊の恐れがある建物を対応拠点とした場合でも、ガイドライン P.11 のとおり、耐震性に関する状況把握（耐震診断、工事予定・検討状況等）ができていれば、代替対応拠点の確保と併せて確認します。

Q14. 施工中現場の被害状況確認・二次災害防止について、様々な現場が存在する場合、目標時間の設定が難しいと思います。どのようにしたらよいのでしょうか？

A14. 様々な現場で最も遅い現場で、目標時間を12時間以内で設定しており、その時間内で計画を作成してください。

#### (2) 対応拠点の確保

Q15. BCPの発動基準と安否確認の発動基準は、同じにする必要があるのでしょうか？

A15. 安否確認の発動条件は、BCPの発動条件と必ずしも一致させる必要はありません。BCPを発動する時は、会社や社員に何らかの被害が発生している状況と考えられます。社員を守るために、安否確認の発動条件は、BCPの発動条件よりも低

く設定して、社員及び家族の安全を確認することも重要です。

Q16. 代替対応拠点がなくても認定は受けられるのでしょうか？

A16. ガイドラインP.27のとおり、拠点が本社しかない場合は、幹部の自宅、資材倉庫、協力会社、懇意な取引先、公共施設等を代替対応拠点とすることができます。

Q17. 設備、棚、ロッカー等機器の地震等の対策状況が分かる資料について、設備の対策は当然実施していますが、BCPに記載する必要はあるのでしょうか？

A17. ガイドラインP.32のとおり、対策状況を記載してください。また対策が実施されていない場合、今後対策する予定時期を記載してください。

Q18. 代替対応拠点が中部地方整備局管外に位置する場合でも認定は受けられますか？

A18. 代替対応拠点が中部地方整備局管外に位置する場合でも、代替対応拠点の所在地、対応拠点からの距離、移動方法、移動時間を記載することにより認定を受けられます。

ただし、中部地方整備局管外に代替対応拠点がある場合には、遠方のため施工中現場の被害状況確認や災害協定業務の着手などの重要業務への対応が困難となるため、対応拠点からあまり離れていない幹部の自宅、資材倉庫、協力会社、懇意な取引先、公共施設等を代替対応拠点として定めておくことで災害時の実効性を向上することができます。

Q19. 代替対応拠点が遠方であるが移動は何を想定したらよいのでしょうか？公共交通機関はストップしているのではないのでしょうか？

A19. 代替対応拠点が遠方の場合には、車、バイク、自転車等での移動が想定されます。発災時における移動の手段・方法をあらかじめ想定し、円滑なBCPに備えておくことのほか、課題等を把握することも目的となります。そのため、原則、距離、移動時間、移動方法は記載をしてください。

ただし、代替対応拠点が遠方であると速やかな施工中現場の確認や災害協定業務の着手等が困難となることも想定されます。対応拠点から過度に遠くならないように、同じ災害による被害を受けない地域にある幹部の自宅、資材倉庫、協力会社、懇意な取引先、公共施設等を代替対応拠点として定めておくことが、企業のBCPの実効性の向上に繋がります。

Q20. 代替対応拠点（代替連絡拠点）の設置について、立地、広さなどに条件はありますか？

A20. 代替対応拠点は対応拠点から近い位置で同じ災害で被害を受けない場所に確保することが望ましいです。代替対応拠点の広さについては、代替対応拠点で実施すべき業務等を考慮したうえで対応に必要な広さを確保することが望ましいです。

### (3) 情報発信・情報共有

Q21. 災害発生直後の連絡先リストの作成について、協定書がある場合はその写しを添

付するとありますが、業協会等が行政と災害協定を締結していて、会社は業協会等の会員に入っている場合、直接的な協定書がありません。その場合、何を添付すればよいのでしょうか？

A21. 災害協定締結団体から災害協定において災害応急活動等に従事する会社であることの証明書の発行を受け、それを添付いただければ結構です。

Q22. 施工中現場の連絡先を提出しますが、認定後、稼働工事に変更があった場合その都度、施工中現場の連絡先を再提出する必要があるのでしょうか？

A22. 施工中現場の連絡先については、BCP申込時点の最新の情報で記載してください。変更があった場合は、その都度、申込まないでも結構です。ただし、会社において、BCPを常に最新版として修正し備えてください。

Q23. 施工中現場の連絡先リストは、請負金額などで線引きして記載するべきでしょうか、或いは全て記載するべきでしょうか？

A23. 施工中現場の連絡先リストは、発災時において、請負金額によらず全て把握できることが重要です。よって、全ての施工中現場の連絡先を記載してください。

ただし、災害時にも確実に確認できるような別途の手段・仕組みを有しており、中部地方整備局ガイドライン等で定める記載事項が確認できる場合は、当該手段・仕組み等についての説明及び確認できる画像等の添付をもって認めます。

Q24. 災害時の通行許可証の事前届をする際には、届け出は各県で必要でしょうか？

A24. 車両を保有している県の公安委員会に事前届を提出し、認定を受けることができれば標章を見せることにより全国で通行可となります。

したがって、1つの都道府県のみ事前届をしていただければ構いません。

Q25. 中部地方整備局と建設企業が直接連絡を取り合うことはないため、連絡先リストに中部地方整備局の記載は不要ではないでしょうか？

A25. 災害協定を締結している会社とは協定団体を通じて連絡するため、本来直接の連絡はないと認識しています。

一方で、普段からBCPに携わっていない社員など誰がBCPを見ても適切に行動することができるようにしておく必要があるため、自社との災害協定先を把握する目的で中部地方整備局の記載を求めています。

#### (4) 人員と資機材の調達

Q26. 自社保有の資機材の量はどの程度必要でしょうか？また数量により認定の可否が変わるのでしょうか？

A26. 自社で確保している資機材の量、必要量を認識していただくことを求めており、数量の大小と認定の可否は関係しません。

Q27. 建設機械は自社で保有せず、リースして使用しています。自社が保有している資機材はどのように記載したらよいのでしょうか？

A27. 自社が保有している資機材には実際に保有されているものを記載してください。

建設機械などのリース品は、ガイドラインP.41の災害発生直後に調達するリストに、リース会社とリース品目等を記載いただければ結構です。

Q28. これまでBCPを検討していなかったため災害時に必要な備蓄品（非常食等）がありません。また訓練も実施していませんでした。これらの記載はどのようにしたらよいのでしょうか？記載がない場合は認定されないのでしょうか？

A28. 備蓄品等がない場合または不足する場合は以下を検討して計画に記載してください。

- ・必要な備蓄品とその数量（〇個、〇日分）
- ・現時点の備蓄量（〇個、〇日分）
- ・不足分の調達予定時期

なお、調達予定時期までに調達するようお願いします。

また、訓練については、新規申請時は計画で結構です。継続申請時に実施記録が必要になりますので、BCPの実効性の向上に向けて実施してください。

Q29. 災害発生直後に調達するリストでは、代替リストも作成することになっています。そこまで記載するとなると、他の会社と重複するものが多々出てしまうことになると考えますが、それでよいのでしょうか？

A29. 重複するのはやむを得ないと考えています。実際被災した場合、どこから調達可能なのか予め把握しておくことが必要です。リース或いは取引先の連絡調整できる会社を、多く把握しておくことが重要と考えています。

Q30. 認定証または優良認定証を受ける拠点が営業所であり、人員と資機材等を有していない場合、自社が保有している人員、資機材等の記載項目について、どのように記載すべきでしょうか？

A30. 保有しているものを記載できない理由について明確にBCPに記載してください。

#### (5) 訓練と改善の実施

Q31. 訓練は申込までに必ず実施している必要があるのでしょうか？

A31. 訓練については、新規申込に限り実施していない場合でも、訓練計画を確認しています。ただし、継続申請の場合は認定期間中に実施した訓練実施記録の記載が必須となります。評価要領に記載のとおり、毎年1回以上の訓練結果を記載してください。なお、訓練の実施にあたっては、中部地方整備局事業継続力認定制度ホームページにおいてBCP訓練を紹介している「建設BCP訓練マニュアル」、中部地方整備局事業継続力認定制度における認定企業の訓練事例を紹介した「訓練事例集」の2つの資料を公表しています。これらの資料を参考にして、各社における訓練の計画、実行に役立ててください。

Q32. 訓練計画に記載した訓練は必ず実施する必要があるのでしょうか？

A32. 計画した訓練は実施する必要があるとあり、継続申請時の重要なチェック項目になります。訓練計画は、各社の実情を勘案して、訓練によりBCPの課題把握及び改善を

行い、BCPの実行可能性を高める計画となるように作成する必要があります。

BCPは災害時でも適切に発動し、早期の復旧活動ができるように計画しておく必要があるため、本来であればどのような状況下においてもBCPに基づく訓練の実施が不可欠であると考えていますが、自然災害の発生、**新型コロナウイルス感染症拡大防止パンデミック**（本Q&Aでは、緊急事態宣言等の感染症流行時に実施される法的根拠に基づいた制限や対策等が講じられている状況を言う。）の影響や重大な経営判断により訓練の実施が困難であるなど、計画どおりに訓練を実施できていない場合には、緩和措置として継続申請時点で実施済の訓練実施記録の提出により申込を受け付けるものとします。

**なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由とした緩和措置は、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行されたことを受けて、対象期間を令和2年度から令和4年度までとします。**

また、「訓練マニュアル」に掲載される全ての訓練をBCPに反映する必要はありません。

Q33. 点検、改善の計画は新規申請時にも記載が必要となりますか？

A33. 点検、改善の計画は当初から計画し、計画に基づいて継続的に点検・改善を行うことでBCPを見直すことが重要となるため、新規申請時にも記載が必要です。

Q34. 点検、改善を当初計画通りに実施できませんでした。継続認定に影響はありますか？

A34. 災害はいつ起こるかわからないため、BCPは常に最新情報としておくことが重要です。点検、改善を計画通りに実施できず、最新情報でないために災害時に情報が錯綜してしまう恐れもあります。

点検、改善を計画通りに実施できなかった理由をしっかりと振り返り、あらかじめ点検、改善の実施時期を明確にし、最低でも1年に1度は定期的に見直しができるようにしてください。

Q35. 認定期間内に毎年定期的にBCPの見直し・改善を実施している場合、継続申請時には過年度の計画書も全て提出が必要でしょうか？

A35. 継続申請時点で最新版の計画書のみを提出してください。

## 6. 合併等申請について

Q1. 会社が合併等をした場合、「中部地方整備局事業継続力認定制度」に基づく認定の承継はどうなるのでしょうか？

A1. 多くの場合、合併等により社内の体制が変わると思われますので、これまでのBCPをそのまま使えるケースは少ないと思われます。

**合併前の全ての会社が「中部地方整備局事業継続力認定制度」に基づく認定を受けている場合で、社内の体制や災害対応体制に変化がない場合には、BCPを合併したことがわかる資料（例えば、合併契約書など）の法務局への提出日から2ヶ月以内に提出して頂き、一体となった確認事項が備わっている場合は同計画を新会社のBCPとして承継されるものとします。**

なお、一体となったBCPとして必要な事項が備わっていない場合や提出がない場合は、承継されずに再提出していただくこととなります。

評価要領の合併等申請の申込に基づき、申込書類一式及び合併契約書などの合併等をしたことがわかる書類を提出してください。

なお、合併等を行った場合には、認定期間が変更となることから認定証または優良認定証の再交付を行います。合併等申請における認定期間は、新規申請と同様に認定証の公布日より3年間となります。また、認定証または優良認定証の交付に併せて認定番号を新たに付与します。

Q2. 合併等申請はいつ申込すれば良いですか？

A2. 合併等申請は適宜申込を受け付けます。合併等申請による申込を行う場合には、認定を受ける1か月程度前までに申込をしてください。なお、合併等申請により認定された場合、認定後の継続申請は通常の「新規」、「継続」と同じく原則2回/年を予定します。

Q3. 合併等申請においても優良認定の対象となりますか？

A3. 合併等申請においても優良認定の対象となります。ただし、合併等前の時点で優良認定であっても優良認定を引き継ぐものではなく、合併等申請の申込を受けてから再度優良認定の書類評価を行い、優良認定の基準を満たす場合に優良認定会社となります。

## 7. 次回改定について

Q1. 次回はさらなる実効性の向上を図る目的で評価要領及びガイドラインを改定するとしていますが、何故するのでしょうか？

A1. BCPは作成することが目的ではなく、実効性があることが重要であると考えています。現行での課題を整理し、評価要領及びガイドラインのレベルアップを図り、より災害に強い地域となるよう努めていきたいと考えています。

Q2. 具体的な改定内容は何でしょうか？

A2. 各社の実効性向上に関する記載内容について改定を行っています。なお、ガイドラインは各社の審査結果をもとに毎年記載内容の充実化を図るための改定をしています。申込をする際には、最新版の評価要領、ガイドラインを参照してください。

Q3. 最初から次期改定予定の内容で、実施したらよいのではないのでしょうか？

A3. 段階を踏んで実効性を高めていきたいと考えています。

開始時点では他地整と同等レベルで作成して頂き、訓練等を実施しながら、より実効性のあるBCPを目指していきたいと考えています。

Q4. 新規申請する場合は、どの時点の評価要領、ガイドラインで作成すればよいのでしょうか？

A4. 申込する時点で、最新の評価要領に基づいて作成されたBCPを認定します。

よって、改定後の新たな確認項目の記載がない場合は、不可になります。

## 7. 優良認定について

Q 1. すでに通常の認定を受けている会社では、優良認定は認定期間の途中でも申込可能でしょうか？認定期間の途中で優良認定の申込を行う場合、申込書類は何を提出すればよいでしょうか？

A 1. 認定期間の途中においても申込可能です。認定期間の途中で継続認定を受けた場合には、新たに認定を受けてから3年間を認定証または優良認定証の有効期間とします。なお、認定期間の途中で申込をされる場合においても、継続申請の申込と同様に、評価要領に示す申込書類一式（様式1～4及び評価書類）の提出が必要です。

Q 2. 優良認定の申込を行う場合、評価要領「優れた取組として確認する項目」（様式4）はすべて満たす必要がありますか？

A 2. すべて記載していただく必要はありません。各社で対応できた項目のみチェックを入れて提出してください。なお、各項目に対して実施した内容の分かる資料を添付してください。

Q 3. 優良認定の評価基準について公表する予定はありますか？

A 3. 優良認定会社は、不断の取組を通じて自社の事業継続力の向上を図るとともに、地域における企業間連携を主導するなど、広域災害における地域防災力の向上を牽引する存在としてされる優れた取組を行っている会社を認定するものであり、各社の創意工夫により取組の実効性向上を図っていただく必要があります。そのため、優れた取組として評価する際の詳細な基準については、公表する予定及び質問をした個別の会社への回答を行う予定はありません。

なお、優良認定の申込会社のうち、優良認定の基準を満たさなかった申込会社に対しては、認定証の交付と併せて、申込会社が提出した「優れた取組として評価する確認項目リスト」に関する評価結果を通知しますので、今後の取組の参考としてください。

Q 4. 優良認定については、提出された追加書類の内容に基づき評価を行い、訂正再提出は行わないとのことですが、評価結果を受けた後に再提出することは可能でしょうか。

A 4. 通常の認定及び優良認定については、申込期間内に受け付けたすべての会社の申込書類に対して一斉に評価部会において書類審査による評価を行います。このため、優良認定の可否に関する連絡は申込受付期間終了後に行われることから、その後の訂正または再提出は認められません。

なお、再申込を希望する場合は、次回以降の申込受付期間に改めて申込を行ってください。

Q 5. 優れた取組として確認する項目リスト（様式4）について、各項目1つの取組みしか評価されないのでしょうか。

A 5. 優れた取組は各社の状況によって異なり、さまざまな取組があります。そのため、

優れた取組として確認する項目リスト（様式4）の各項目に対して、各社の状況に応じて創意工夫をしている複数の取組みを記載していただき差し支えございません。記載していただいた全ての取組みをもとに書類審査による評価を行います。